第44回山梨県環境保全審議会(平成27年5月25日開催)

審議事項(2)資料

第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画の策定について

みどり自然課

山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(案)の概要

1 計画策定の目的及び背景

今般の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、法施行をもって現行の第2期特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画は効力を失うことから、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、新たに第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画を策定する。

2 計画の期間

平成27年5月29日~平成29年3月31日

3 管理が行われるべき区域

県内全域

4 現 状

- (1) 生息動向
 - ・近年、人による土地利用度が高い盆地や積雪の多い高標高域など従来ニホンジカの生 息に適さなかった環境にも生息域が拡大
 - ・階層ベイズ法による本県の個体数推定結果: 平成24年度末69,917頭(公表)
- (2) 農林業等被害の状況
 - ・造林木の枝葉食害や樹幹部の剥皮害及び野菜や果樹の食害、水稲などの踏み荒らしなどの農林業被害は近年200百万円前後で推移
 - ・平成25年度は前年度より減少し、244百万円
 - ・南アルプス国立公園などにおいては、シカによる食圧・踏圧による自然植生への影響 が顕在化
- (3) 捕獲等の状況
 - ・シカの捕獲数は年々増加し、<u>平成25年度は11,181頭を捕獲し、メスジカの捕獲数も</u> 雌雄不明を除き、5,580頭と初めて半数超え

5 管理の目標

- (1)農林業被害の軽減
- (2) 生物多様性の保全と再生
- (3) 県内のシカ地域個体群の安定的存続

6 目標を達成するための施策の基本的考え方

- (1) 計画対象区域のゾーニング
 - ・農林業ゾーン(標高 1,000m 未満の地域)
 - ・共生ゾーン(標高 1,000m 以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域)
 - ・生態系保全ゾーン(標高 1,000m 以上の鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域)
- (2) 計画対象地域ごとの管理方針
 - 農林業ゾーン

農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に管理事業を実施

・共生ゾーン

シカの主な生息域と位置付け、植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的に 存続させることを目標に、県が主体となって、森林整備等による生息環境整備と個体 数調整を連携して管理事業を実施

・生態系保全ゾーン

シカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを目標に県又は国が主体となって個体数等管理事業を実施

7 数の調整に関する事項

国の階層ベイズ法による本県シカの個体数推定の結果 69,917 頭 (平成 24 年度末)を基数とし、シカの生息数を国と同様平成 35 年度までに半減 (平成 23 年度比) することとし、その後、適正生息数 4,700 頭まで減少させることを目標に個体数調整を実施なお、上記目標は、次期計画策定時に個体数調整の進捗状況等を検討し、必要に応じて変更

(1) 狩猟

- ・メスジカ捕獲の優先
- ・特例休猟区制度の導入(休猟区でのニホンジカの狩猟が可能)
- ・狩猟期間の1ヶ月延長(11/15~2/15 → 11/15~3/15)
- ・1日当たりの捕獲上限を緩和し、オス、メスとも無制限
- ・冬期におけるくくりわなの輪の直径の規制緩和(ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了するまでの期間に限定:12cm→20cm)

(2) 有害捕獲

- ・市町村は、農林業ゾーンにおいて、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合においても有害捕獲を積極的に実施
- (3) 管理捕獲
 - ・農林業被害軽減目的の管理捕獲:農林業ゾーンにおいて、市町村等が実施
 - ・自然植生回復目的の管理捕獲:生態系保全ゾーン・共生ゾーンにおいて県又は国が実施
 - ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業:生態系保全ゾーンのうち、特にシカの生息密度が高い地域 において県が実施

8 生息地の保護及び整備に関する事項

- (1) 生息環境の保護
 - ・現在、指定されている鳥獣保護区の継続に努めるが、著しいシカの高密度化等による 植生劣化等が発生している地域における鳥獣保護区について、指定区域の見直し等を 検討
- (2) 生息環境の整備
 - ・共生ゾーンにおいて、県有林を中心に人工林の混交林化
 - ・森林整備等による生息環境整備と個体数調整の一体的実施
 - ・シカ個体数の増加を防止するため耕作放棄地等の解消

9 被害防除対策

- (1) 農林業被害対策
 - ・シカの侵入を防ぐ防護柵の設置の推進
 - ・樹幹部の剥皮害防止のための、防護ネット等による保護の推進
- (2) 自然環境に対する被害対策
 - ・植生防護柵の設置等
- (3) 地域での自立的かつ総合的な取組の促進
 - ・市町村等による防護柵の設置など、地域全体の被害を軽減する被害対策の実施
 - ・県による市町村等が実施する被害対策への支援・助言、地域リーダーの育成等

10 計画の実施体制

- (1) 行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等の連携
- (2) 地域野生鳥獣被害対策連絡会議
- (3) ニホンジカ保護管理検討会



山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画

平成27年5月策定

山 梨 県

1	計画策定の目的及び背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1
2	管理すべき鳥獣の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
3	計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1
	(1)管理地域区分······		
5	第二種特定鳥獣の管理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	2
	(1)現状		2
	ア 生息環境		2
	イ 生息動向及び捕獲等の状況		4
	(ア)生息動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
	(4)捕獲等の状況	1	2
	ウ 被害等及び被害防除状況	1	4
	(ア)被害等の状況	1	4
	(4)被害防除の状況	1	7
	(2)管理の目標		
	(3)目標を達成するための施策の基本的考え方	1	8
	ア 計画的対象区域での施策	1	8
	(ア)計画対象区域のゾーニング	1	8
	(イ)個体数調整の計画作成	1	9
	(4)計画対象地域ごとの管理方針	2	C
	ア 農林業ゾーン	2	C
	(ア)管理方針	2	C
	(4)実施事業	2	C
	イ 共生ゾーン	2	C
	(ア)管理方針	2	C
	(4)実施事業	2	C
	ウ 生態系保全ゾーン		
	(7)管理方針		
	(4)実施事業	2	1
6	第二種特定鳥獣の数の調整(個体数調整)に関する事項 ・・・・・・・・・・・	2	1
	(1)狩猟	2	2
	ア メスジカの優先捕獲		
	イ 特例休猟区制度の導入	2	2
	ウ 狩猟期間の延長	2	2

	工	捕獲頭数の制限緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
	オ	くくりわなの輪の直径の規制緩和	2 3
	(2)有"	害鳥獣捕獲	2 3
	(3)管理	里捕獲	2 3
	ア	農林業被害軽減目的の管理捕獲	2 3
	イ	自然植生回復目的の管理捕獲	2 3
	ウ	指定管理鳥獣捕獲等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	(4)新	たな捕獲手法の検討・担い手の育成	2 3
	(5)捕	蒦個体の処理	2 4
7	第二	ニ種特定鳥獣の生息環境の保護及び整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	(1)生	息環境の保護	2 4
	(2)生	息環境の整備	2 4
	ア	森林整備による生息環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	イ	生息環境整備と個体数調整の一体的実施	2 4
	ウ	個体数増加の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
8	その	つ他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	(1)被	書防止対策	2 5
	(1)被 [*] ア	害防止対策····· 農林業被害対策·····	
			2 5
	ア	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5
	アイウ	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5
	アイウ	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 5 2 5 2 5 2 5
	ア イ ウ (2)モ	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 6
	ア イ ウ (2)モニ ア	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 2 6
	ア イ ウ (2)モニ ア イ ウ	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 2 6 2 6
	ア イ ウ (2)モニ ア イ ウ	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 2 6 2 6 2 6
	ア イ ウ (2)モ ア イ ウ (3)計	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 2 6 2 6 2 6 2 6
	ア イ ウ (2)モ ア イ ウ (3)計	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 2 6 2 6 2 6 2 6
	ア イウモアイウ計 (3)計 ア イウエ	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 2 6 2 6 2 6 2 6 2 7
	ア イ ウ (2)モ ア イ ウ 計 ア イ ウ エ ウ エ ス ウ エ	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 2 6 2 6 2 6 2 6 2 7
	ア イウモア イウ (3)計 ア イウエ 普 (5)関	農林業被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 2 6 2 6 2 6 2 7 2 7
	ア イウモア イウ (3)計 ア イウエ 普 (5)関	農林業被害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5 2 5 2 5 2 5 2 6 2 6 2 6 2 6 2 7 2 7

1 計画策定の目的及び背景

本県では、平成17年3月に特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、ニホンジカ保護管理事業を実施してきたことに、一定の成果は得られたものの、鳥獣保護区内等における高密度化による森林生態系への影響の深刻化、農林業被害の恒常化や、亜高山帯及び亜高山帯から高山帯への移行エリアにおける自然植生への経年的な採食圧が見られている。このような状況を踏まえ、平成24年度以降においても引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を多様な実施主体により総合的に講じるとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進するため、第2期特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画を策定し、取り組みを進めてきた。

こうした中、<u>平成26年5月に鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、これまでの保護のための管理から積極的な管理(鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること)に向けて、計画体系の見直しが行われた。</u>

今般の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行をもって、現行の第2期特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画は効力を失うことから、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、新たに第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ(以下「シカ」という。)

3 計画の期間

法令上の理由から、上位計画である第11次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、 次のとおりとする。

平成27年5月29日~平成29年3月31日

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

シカの分布は全県的に認められることから、管理が行われるべき区域は県内全域とする。

(1) 管理地域区分

これまでの種々の調査の結果、本県に生息するシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっている。したがって各地域の実態に応じた保護管理を進めるため、シカ生息地の地形的特徴、シカの生息状況や農林業被害の発生状況に基づき、シカの分布域を以下の3つの地域に区分する。

- 南アルプス地域・・・・・ 韮崎市、南アルプス市、北杜市(旧白州町、武川村)、早川町、身延町(旧下部町を除く)、南部町、富士川町を含む地域
- 八ヶ岳・秩父山地地域・・・甲府市(旧中道町、上九一色村を除く)、 山梨市、甲州市、大月市、甲斐市、北杜 市(旧白州町、武川村を除く)、上野原市 (旧秋山村を除く)、中央市(旧豊富村を 除く)昭和町、小菅村、丹波山村を含む 地域
- 富士北麓・南都留地域・・・富士吉田市、都留市、笛吹市、上野原市 (旧秋山村)、中央市(旧豊富村)、市川 三郷町、身延町(旧下部町)、道志村、西 桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士 河口湖町を含む地域

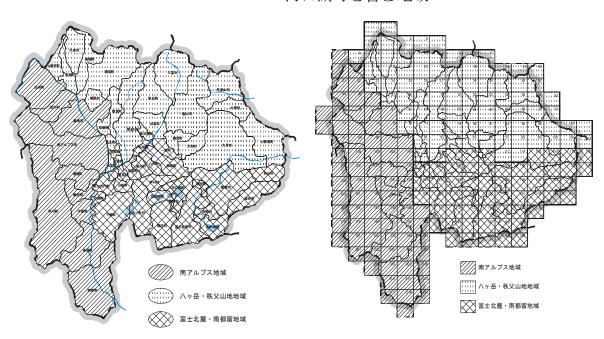


図1 シカ保護管理の地域区分 (市町村界区分)

図2 シカ保護管理の地域区分 (メッシュ区分)

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

ア 生息環境

本県は中部地方に属し日本列島のほぼ中央に位置している(東経 138 度 11 分 0 秒 (南アルプス市芦安) ~139 度 8 分 15 秒 (上野原市)、北緯 35 度 9

分54秒(南巨摩郡南部町)~35度58分7秒(北杜市高根町))。

県の北東部には秩父山地が連なり西部には南アルプス(赤石山脈)の3,000 m級の山々がそびえている。また、北部には八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野をひいている。これらの山地を水源とする富士川は県西部を南に流れ駿河湾に至っている。また南部には、日本一の霊峰富士山(3,776m)を中心に富士五湖や丹沢山地、御坂山地があり、これらの間を桂川(相模川)が流れ典型的な河岸段丘を作っている。本県はこのような山地や河川、湖沼が織りなす変化に富んだ地形を形成している。

県土面積は 4,465 kmでわが国の総面積の 1.2%にあたり、森林が県土の大半を占め(森林面積割合 77.8%)平坦部は少ない。県域を 250mメッシュに区分した時の標高分布を見ると、全メッシュの平均標高は約 995mで 800mから 1,000mのメッシュの頻度が最も高く、多くは 200mから 1,200mの範囲に含まれている。県のほぼ中央に位置する県庁所在地の甲府市の標高は274mで一帯を中心に広く甲府盆地が広がっている。

植生は、このような地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持ち多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯(海抜 1,600mから 2,400m)にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海抜 2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、特に戦後以降、高度経済成長期を通じた開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。ツキノワグマなど生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となってしまった種も現れている。

本計画のシカは後者の代表的な種であり、<u>本県においても近年分布を拡大しながら生息数を増加させ農林業被害が顕在化している。特に林業においては、幼齢造林地における枝葉摂食害のほか剥皮害の増加も認められ、生産者にとって大きな損失が生じている。さらに、高標高域へのシカ分布の拡大により、亜高山帯及び亜高山帯から高山帯への移行エリアでは経年的な採食圧が認められ、このままでは高山帯への拡大が懸念される深刻な状況になってきている。</u>

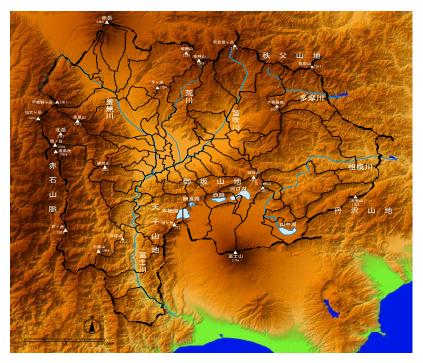


図1 山梨県の地形概要

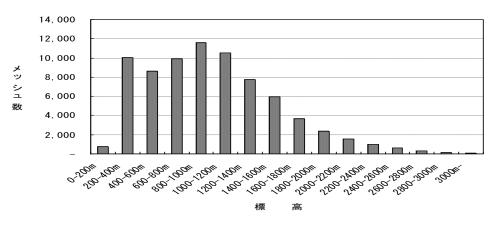


図2 各標高階あたりのメッシュ数 [250mメッシュ]

イ 生息動向及び捕獲等の状況

(7)生息動向

a生息分布

シカの生息分布状況については、平成12年度までの既存資料(山梨県森林総合研究所 2001)に平成13年度から平成25年度の出猟カレンダー調査による目撃情報を加え、現在のシカ分布を推定している。

平成13年度から平成25年度に新たにシカの分布情報が得られたメッシュは58メッシュであり、この間にシカの分布は急激に拡大し、人による 土地利用度の高い甲府盆地や冬季に積雪の多い高標高域など従来シカの生 息に適さなかった環境にも生息域が拡大している。

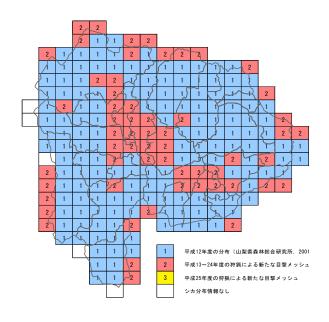


図4 シカの分布拡大状況

(山梨県森林総合研究所 (2001),

出猟カレンダー調査(H13-H25)による)

図 5 シカの目撃年度数分布 (出猟カレンダー調査(H13-H25)による)

b生息密度

生息密度の推定は、糞塊密度調査、区画法調査、出猟カレンダーによる 目撃率によっている。

(a) 糞塊密度の変化

生息密度の推定にあたっては、その変化が比較できるよう、同じ調査 地点(メッシュ)において、糞塊密度調査を実施している。

この結果、平成25年度における各地域のシカの糞塊密度は八ヶ岳・ 秩父山地地域が44.7/km、南アルプス地域が24.2/km、富士北 麓・南都留地域が28.2/kmとなっている。平成17年度と比較する といずれの地域においても糞塊密度が高くなっている。

<u>糞塊密度を標高別で比較してみると、いずれの地域においても標高</u> 1,000m未満より標高1,000m以上のほうが高い傾向にある。特に高標高域に位置する<u>鳥獣保護区に生息密度が非常に高い地域</u>が認められている。

標高1,000m未満では、地域によって<u>シカの密度の変化に違い</u>が表れており、富士北麓・南都留地域ではシカ密度の上昇を抑制できている。

また、平成17年度以降の調査では、南アルプス地域は3つの管理地域の中で最も低い糞塊密度を示しており、八ヶ岳・秩父山地地域が最も高い値を示している。

標高1,000m以上の地域では、八ヶ岳南麓や富士北麓など管理捕獲等を積極的に進めている一部地域では密度抑制効果が現れはじめている地域もあるが、依然として密度の上昇が続いている地域も認められる。また、亜高山帯・高山帯においてはシカ密度の定量的な調査は行われていないが、植生調査の結果から密度が上昇していると推察され、高山植物等への影響が深刻化している。

表 1 地域別の糞塊密度の経年変化(9カ年継続調査メッシュ)

地域区分	J S *h	延べ糞塊密度 (/km) 数										
地域区分	メッシュ数	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		
八ヶ岳・秩父山地	14	15. 3	22. 4	25. 1	26.6	36. 9	36. 3	33. 4	40. 7	44. 7		
南アルプス	13	7. 8	11.6	12.5	16.9	27. 3	23. 2	25. 5	31.6	24. 2		
富士北麓・南都留	9	21.7	21.6	23. 8	27. 0	34. 4	34. 6	36.3	34. 5	28. 2		
県全体	36	14. 3	18.5	20. 3	23. 3	32. 9	31. 1	31. 1	35. 9	33. 3		

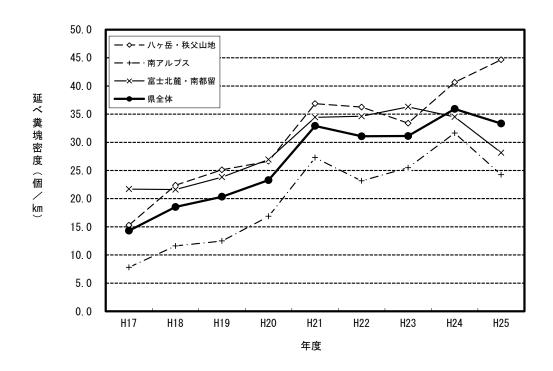


図6 地域別の糞塊密度の変化(9カ年継続調査メッシュ)

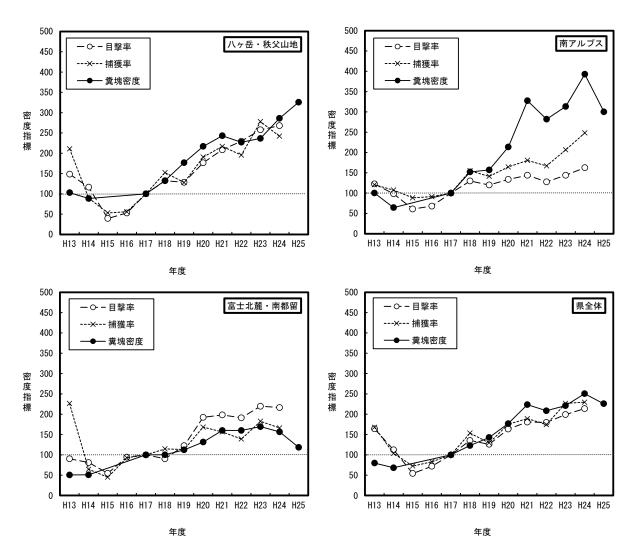


図7 地域別の密度指標変化 (平成17年度を100として指数化)

(b) 出猟カレンダーによる目撃率・捕獲率の変化

平成25年度における各地域の目撃率は南アルプス地域が2.58、八ヶ岳・秩父山地地域が2.84、富士北麓・南都留地域が1.23となっている。

各地域とも平成17年度の調査結果と比べると、南アルプス地域では 1.7倍、八ヶ岳・秩父山地地域では3.5倍、富士北麓・南都留地域 では2.6倍と上昇している。

また、平成25年度における各地域の捕獲率は南アルプス地域が0. 54、八ヶ岳・秩父山地地域が0.46、富士北麓・南都留地域が0.

19となっている。

各地域とも平成17年度の調査結果と比べると、南アルプス地域では 3倍、八ヶ岳・秩父山地地域では3.5倍、富士北麓・南都留地域では 1.9倍と上昇している。

表2 出猟カレンダーによる目撃率の変化(第一種銃猟の情報による)

地域区分						Н	猟人日	数											3	ノカ目撃	*					
地域区方	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
八ヶ岳・ 秩父山地	627	1, 426	3, 723	1, 804	2, 990	3, 705	3, 597	3, 688	3, 984	4, 374	3, 683	3, 488	3, 099	1. 20	0.94	0. 32	0.43	0. 81	1.07	1.04	1. 43	1.69	1.86	2. 08	2. 17	2. 84
南アルプス	1, 374	1, 813	3, 142	2, 125	2, 720	3, 594	3, 758	4, 104	4, 007	4, 231	3, 464	3, 444	3, 155	1.86	1.49	0. 92	1.03	1. 51	1.96	1.82	2. 02	2.18	1. 93	2. 18	2. 46	2. 58
富士北麓 • 南都留	341	1, 253	3, 302	2, 192	3, 378	2, 742	4, 132	3, 962	3, 708	3, 457	3, 350	3, 094	2, 493	0.44	0.39	0. 26	0.46	0. 48	0.44	0. 59	0. 93	0.96	0. 92	1.06	1.05	1. 23
県全体	2, 342	4, 492	10, 167	6, 121	9, 088	10, 041	11, 487	11, 754	11, 699	12, 062	10, 497	10, 026	8, 747	1.47	1. 01	0.49	0.65	0. 90	1. 22	1. 13	1.47	1.62	1. 62	1. 79	1. 92	2. 29

*出猟人日数、シカ目撃数ともにメッシュ不明のものを除く

表3 出猟カレンダーによる捕獲率の変化

(第一種銃猟(旧乙種)のシカ狩猟対象者の状況

地域区分						出猟人	人日数												3	/力捕獲	率					
- 地域区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
八ヶ岳・ 秩父山地	365	920	2, 140	1, 351	2, 375	3, 014	3, 132	3, 258	3, 600	4, 081	3, 535	3, 391	2, 777	0. 28	0. 12	0. 07	0. 07	0. 13	0. 20	0.17	0. 26	0. 29	0. 26	0. 37	0. 32	0.46
南アルプス	970	1, 347	2, 329	1, 591	2, 300	3, 078	3, 261	3, 759	3, 745	3, 944	3, 325	3, 335	2, 852	0. 21	0.19	0.16	0.16	0.18	0. 27	0. 25	0. 29	0. 32	0.30	0.37	0.44	0. 54
富士北麓 ・南都留	140	536	1, 260	1, 096	2, 248	1, 752	3, 337	3, 272	3, 204	3, 020	3, 037	2, 942	2, 230	0. 24	0.07	0.05	0.10	0.10	0.12	0.12	0.18	0.16	0.14	0. 19	0.17	0.19
県全体	1, 475	2, 803	5, 729	4, 038	6, 923	7, 844	9, 730	10, 289	10, 549	11, 045	9, 897	9, 668	7, 859	0. 23	0.14	0.10	0.11	0.14	0. 21	0.18	0. 24	0. 26	0. 24	0.31	0. 32	0. 41

*出猟人日数、シカ目撃数ともにメッシュ不明のものを除く

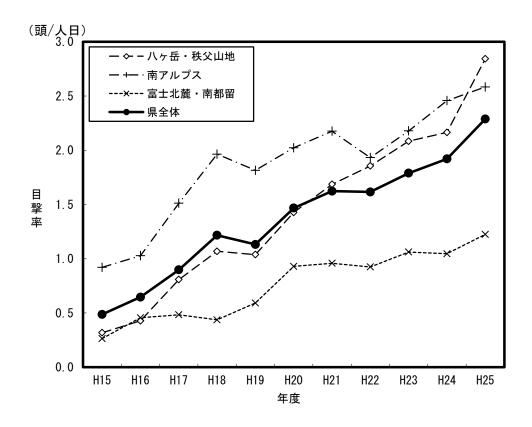


図8 地域別のシカ目撃率変化(第一種銃猟)

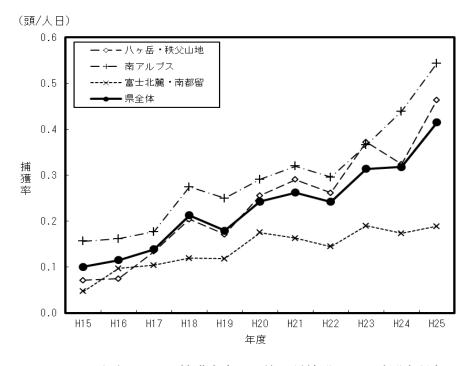


図9 地域別のシカ捕獲率変化(第一種銃猟のシカ狩猟者対象)

(c) 区画法による生息密度

平成25年度においてそれぞれ10地点において実施した。

今回の調査で最も高い密度が得られたのは、<u>北杜市観音平地区(メッシュ番号:10)の89.0頭/km²</u> (最小推定密度と最大推定密度の中間値、以下同)であった。

この地区は県立牧場に隣接した地域で、過去に区画法調査を実施した 平成20年度、平成22~24年度も最大値を示していた。一般的にシ カは森林部では小さな群れで行動するが、草地などの開放的な場所にお いては大きな集団になるとされている。当地域は牧場において夜間に大 きな集団の出没が認められており、調査は日出時刻(当日の日出時刻は 6時11分)から約1時間半後(午前7時45分から9時45分)に実施し ていることから、集団となったまま森林部へ移動しているシカを確認し、 頭数が著しく高くなったことが考えられる。

次いで高い密度を示したのは、<u>富士北麓樹海内の片蓋山(メッシュ番号:172</u>,鳴沢村)の27.3 頭/km²、甲州市塩山上萩原の大菩薩峠(メッシュ番号:68)の22.7 頭/km²であった。この3調査地区は、いずれも鳥獣保護区に指定された地域であり、狩猟による捕獲が期待できないことから、管理捕獲による積極的な個体数調整を実施しなければならない地域である。

表 4 区画法によるシカ生息密度調査結果(平成 25 年度)

		-m-+-										見個体	数										生息密度	
メッシュ	調査地名	調査面積				31					9	2			Oi	in the	不	RB.		合計			工总出及 (頭/km²)	
番号	BAE-C I	(km ²)	成	獣	亜	戊獣	齢フ	下明	成	煁	亜原	戊獣	齢フ	下明		***		,,		ы и і				
			min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	min	max	MED	min	max	MED
10	観音平	1. 20	23	23	1	1			29	29	13	13			12	12	29	29	107	107	107	89. 0	89. 0	89.0
52	大久保峠	0. 98	3	3													2	3	5	6	5. 5	5. 1	6. 1	5. 6
53	柳沢峠	1. 16	3	3					4	4	1	1					5	5	13	13	13	11. 2	11. 2	11. 2
67	平沢	0. 98							2	2							5	6	7	8	7. 5	7. 2	8. 2	7.7
68	大菩薩峠	0. 95	7	12	1	1			3	7	2	2		1	2	4		1	15	28	21.5	15. 8	29. 6	22. 7
121	櫛形山	0.99					1	1	3	3					1	1	8	8	13	13	13	13. 1	13. 1	13. 1
172	片蓋山	1. 21	5	5			1	1	10	13			3	3	5	5	7	8	31	35	33	25. 6	28. 9	27. 3
187	北富士演習場	1. 14																	0	0	0	0.0	0.0	0.0
203	相又	1.04	4	5					4	4							5	8	13	17	15	12. 5	16. 3	14. 4
211	上村	0. 99	6	6	1	1			5	6			1	1				2	13	16	14. 5	13. 1	16. 1	14. 6

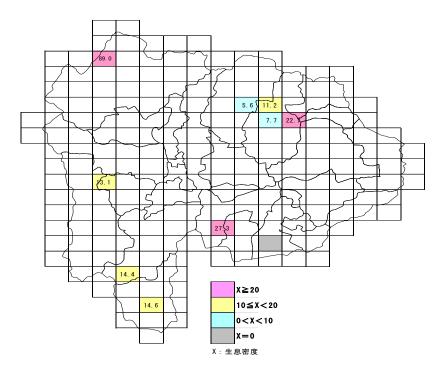


図 10 区画法によるシカ生息密度の分布(H25)

(d) 推定生息数

県内におけるシカの推定生息数は、これまで、区画法による生息密度調査及び糞塊密度調査の結果と出猟カレンダーによる目撃率をもとに、これらのデータの相関により生息数の推定を行って来た。

一方、平成26年度に国が都道府県による科学的・計画的なシカの管理を支援するため、各都府県が所有する生息密度指標となるデータを使用し、 都府県別に新たな推定手法(階層ベイズ法※)による個体数推定を行った。 それぞれの推定手法による本県のシカの推定生息数結果は、次のとおりであり、平成24年度においては、階層ベイズ法による推定結果が従前の 区画法による推定結果の約1.8倍の値となった。

• 区画法推定生息数

38,011頭

・階層ベイズ法推定生息数

69,917頭

※階層ベイズ法:生息数と相関がある(生息数の変化により影響を受ける)複数の指標の変化とその間の捕獲数を用いて、増加率などの既知の生態情報を活用しながら、膨大な数値の組み合わせから確率論的な計算を行い、生息数を推定する手法

(イ)捕獲等の状況

a捕獲状況

本県全体の捕獲頭数の推移を図11に示した。

また、平成17年度から平成25年度までの捕獲項目別、オスメス別の 捕獲頭数について図12に示した。

特定鳥獣保護管理計画の策定により、平成17年度から、メスを狩猟の対象とし、平成18年度から、市町村による農林業被害軽減を目的とした管理捕獲を開始、狩猟においては、1日当たりの捕獲制限を緩和し、1日当たりの捕獲上限を2頭(メス2頭若しくはメス1頭オス1頭)とするとともに、狩猟期間を1ヶ月延長し3月15日までとした。

平成19年度からは、狩猟による捕獲圧を高めるために、県内全域で特例休猟区制度を導入し、狩猟期に休猟区においてもシカを捕獲できることとした。

また、平成21年度からは、鳥獣保護区内においてシカによる自然植生被害が増加していることから、1,000m以上の鳥獣保護区を対象とする県による自然植生回復を目的とした管理捕獲を実施してきた。

さらに、平成25年度からは、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期に限定し、くくりわなの輪の直径の規制緩和(12cm以下→20cm以下)を行い、くくりわなによる捕獲の促進を図った。第1期変更修正期(平成19年7月~平成24年3月)の捕獲数の合計

は27,293頭(うちメスの捕獲数11,998頭)、5年間の平均捕獲数は5,459頭(うちメスの捕獲数2,400頭)であり、第2期(平成24年4月~平成26年3月)は捕獲数が20,956頭(うちメスの捕獲数9,706頭)、2年間の平均捕獲数10,478頭(うちメスの捕獲数4,853頭)と大幅に増加し、平成25年度の捕獲数は11,181頭と初めて10,000頭を超え、メスジカの捕獲数も雌雄不明のものを除き、5,580頭と初めて半数を超えた。

また、狩猟期間の1ヶ月延長(平成18年度 ~ 25 年度)による捕獲数は、4, 891頭(うちメスの捕獲数2, 462頭)となり、8年間の平均捕獲数は611頭(うちメスの捕獲数308頭)と一定の成果をあげている。

さらに、平成19年度以降導入した特例休猟区制度により、狩猟による 捕獲も平成20年度以降は、平成18年度と比べて1,000頭程度増加 している。

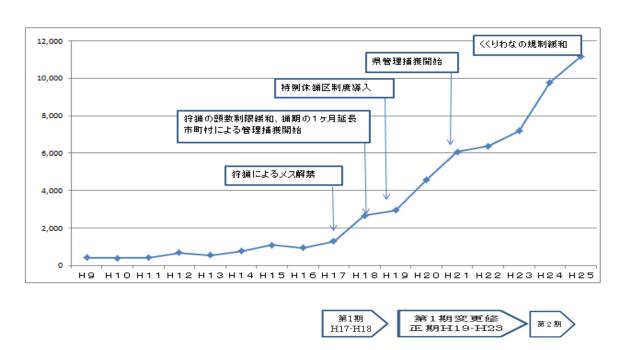


図11 シカ捕獲数の推移

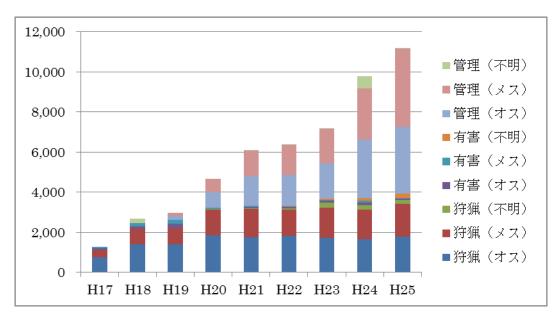


図12 狩猟・有害・管理捕獲別シカ捕獲頭数の推移

b狩猟者の動向

管理捕獲や狩猟による個体数調整の担い手である県内の狩猟免許所持者は、経年的に減少する傾向にあり、高齢化も進んでいる。特に、第一種銃猟免許については、平成21年の銃砲刀剣類所持等取締法改正により、猟銃所持に係る規制が厳格化されたことから、今後、狩猟免許所持者数の減少

が進み、これまでのように銃器を用いた個体数調整を継続することが困難 になることが予想される。

一方、わな猟免許所持者は増加傾向にあることから、今後の管理事業を 継続するためには、わな猟を普及させる等、新たな担い手の育成が必要とな っている。

平成25年度時点の狩猟免許所持者は、3,317名でありその内訳は以下のとおりである。

- ・第一種銃猟 2,059名 · 第二種銃猟 44名
- <u>・わな 1,136名</u>・網 78名

また、年齢別(平成25年度末)では、<u>60才以上の狩猟免許所持者が全体</u>の約66%と最も多くなっている。

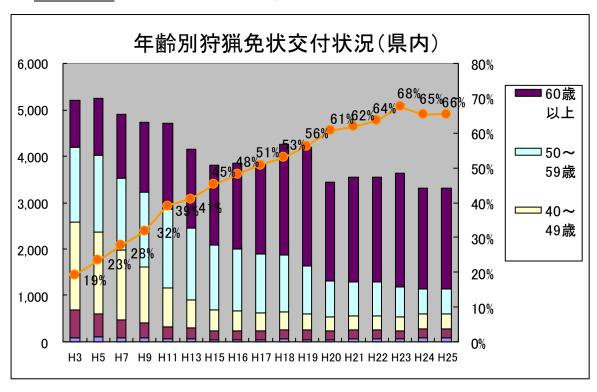


図13 年齡別狩猟免許交付状況

(※ 平成19年度に法改正があり網・わな免許が網免許、わな免許にかわったため免許交付件数が増加している)

ウ 被害等及び被害防除状況

(ア)被害等の状況

a 農林業被害の状況

シカによる、造林木の枝葉食害や樹幹部の剥皮害及び野菜や果樹の食害、

水稲などの踏み荒らしなどの農林業被害は、近年200百万円前後で推移しており、平成25年度は前年度より減少し、<u>244百万円</u>となっている。

農業においては、耕作放棄地の増加によりシカが出没しやすい環境となっている。林業においては、木材価格の低迷による収益性の低下や担い手の減少等により、人工林の手入れが行き届かず荒廃林となっている場合もある。

<u>シカ等野生動物による農林業被害は、こうした農林業や中山間地域社会</u> の抱える様々な問題を背景にして顕在化していると考えられる。



図 14 農林業被害の状況(被害金額)

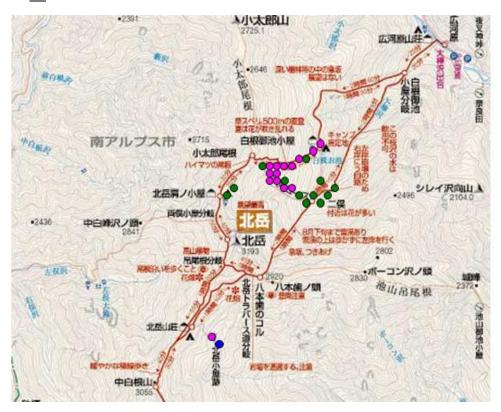


図 15 農林業被害の状況(被害面積)

b 自然植生への影響

南アルプス国立公園や秩父多摩甲斐国立公園内などでは、シカによる採 食圧・踏圧により自然植生への影響が顕在化している。

この地域はシカが生息域を拡大し、近年その生息が新たに確認された地域であることから、可能な限り個体の排除を目指し、効果的な捕獲推進を図<u>る</u>。



被害の有無	ランク	区分の考え方	補記
	A	シカの食害・踏み跡 が植生に甚大な被 害を与えている	群落の消失が危惧
シカの植生への被 害がある	В	大きな被害は及んでいないが、食害等の 被害がある	
	С	食害等が認められる が、影響は心配ない 程度	生息痕跡はある
シカの植生への被 害がない	D	被害がない。あって もほとんど気になら ない	シカの形跡がない、 または少しある

図16 南アルプスにおける自然植生被害の状況

県有林 569 箇所を対象に、立木と下層植生の摂食状況について調査を行ったところ、八ヶ岳、瑞牆山、関東山地、富士山周辺で立木の剥皮率が高かった。一方、下層植生の摂食は剥皮率が高くない場所でも見られた。

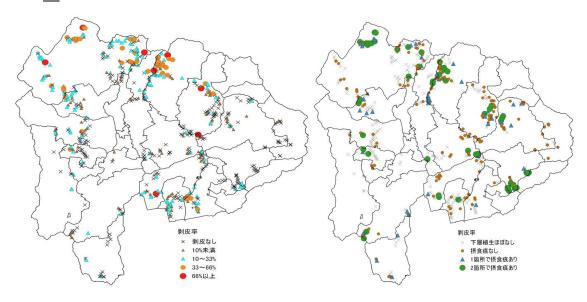


図 17 立木および下層植生の摂食状況 (2010年)

(イ)被害防除の状況

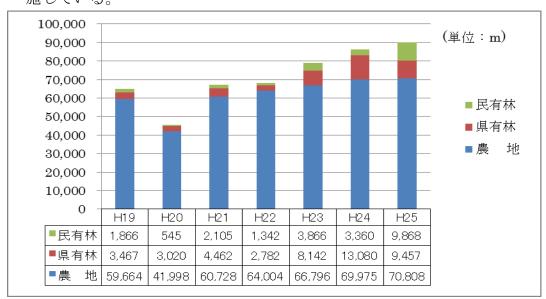


図18 防護柵の設置状況

(2)管理の目標

県内のシカ密度(個体数)は増加しており、農林業被害が恒常化し、被害地

は拡大するとともに各地の被害量も増大する傾向にある。

また、南アルプス地域等では高山帯にまで分布域を広げ、一部のエリアにおいては希少な高山植物を採食するなど高山帯生態系に影響を与えており、また、 秩父地域等では、採食圧により表土が流出するほど自然植生にダメージを与えており、森林生態系における生物多様性の保全上大きな問題となっている。 これらの状況を踏まえ、本計画では次の3点を管理の目標とする。

① 農林業被害の軽減

シカによる農作物被害、造林木被害を軽減する。

② 生物多様性の保全と再生

シカによる過度の採食圧等で自然植生の劣化等が生じている地域において、採食圧等を軽減し、植生回復を図ることで生物多様性を保全・再生する。

③ シカ地域個体群の安定的存続

県内でシカ地域個体群が絶滅することなく、かつ高密度化による生息環境の劣化等が生じないように安定的に存続させる。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 計画対象区域での施策

(ア)計画対象区域のゾーニング

本県は地形的に標高差が大きく、<u>県土の周囲を2,000m~3,000m級の山塊に囲まれているという特徴</u>がある。低標高部は種々の産業の生産活動の場になっており、シカとの軋轢が最も大きくなる地域であり、<u>標高を基準としたシカ管理のゾーニング</u>を行うことは、人間とシカの調和的共存を図るのに有効であると考えられる。

また、本県は富士山をはじめとして全国的にも貴重な高山、亜高山帯を有しているが、これらの多くには広大な鳥獣保護区が配置されており、総面積は74,795.9ha、県土面積の16.8%に及んでいる。これらの地域には貴重かつ特有の動植物が存在しており、独特の生態系バランスが保たれているが、近年の温暖化などの影響により、これまでシカが生息していなかった高標高域(多雪地域)にシカの分布が拡大し、特有の森林生態系に影響を与えることが懸念されている。これらの地域におけるシカの管理は森林生態系の保全のため非常に重要であり、特別な対策を検討する必要がある。

以上のことから、各管理地域区分において、以下のようなゾーニングを行い、それぞれの地域ごとに重点的な目標を設定し、個体数調整、生息環境整備、被害防除対策及びモニタリング(以下「管理事業」という。)を実施することとする。

・農 林 業 ゾ ー ン :標高1,000m未満の地域

・共 生 ゾ ー ン :標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以

外の地域

・生態系保全ゾーン :標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区に

含まれる地域

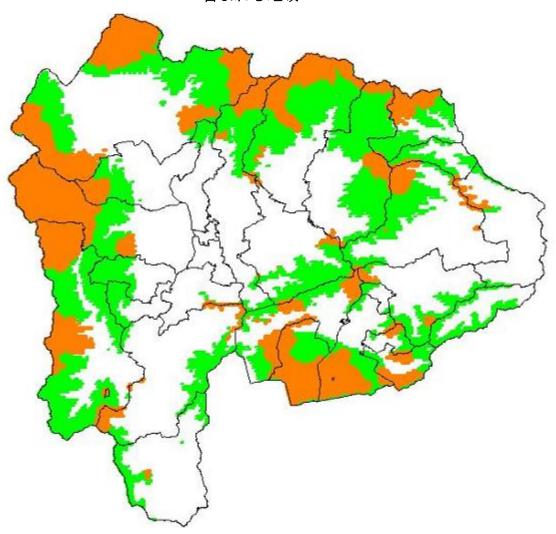


図 19 計画対象区域のゾーニング

○ 農林業ゾーン

共生ゾーン

● 生態系保全ゾーン

(イ) 個体数調整の計画作成

適正な生息密度へと導く個体数調整は、個体数シミュレーションの結果等

を参考にして、毎年度、捕獲数等を定めた計画を立てて実施することとする。

(4) 計画対象地域ごとの管理方針

ア 農林業ゾーン

(7)管理方針

この地域は、農地及び市街地が広がり、人の経済活動が活発な地域であることから、農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、<u>市町村等地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中</u>心に管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

- 農地への侵入防止のための防護柵設置の推進

農作物等への被害を防止するため、農地へシカが侵入しないよう、広域柵の維持補修や開口部対策、広域柵未設置箇所での<u>防護柵の設置を推</u>進する。

- 農地周辺でのシカの定着解消のための個体数調整の実施

農地周辺でのシカの定着を解消することを目標にして、農林業被害の 状況に応じて計画的に個体数調整を行う。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は1頭/km²を目標とする。

地域主体での被害対策の取り組みの促進

被害対策は、地域主体での取り組みが重要であることから、地域での自立的かつ総合的な取り組みを促進する。

イ 共生ゾーン

(7)管理方針

この地域では、森林整備が計画的に行われており、木材生産のほか、公益的機能の向上が図られている。しかしながら、森林整備とシカの個体数調整が連携していない場合、シカの高密度化や採食圧により林床植物の生長が著しく妨げられる状況も見られているため、森林整備と個体数調整の総合的な実施が必要となっている。

この地域をシカの主な生息域として位置付け、植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的に存続させることを目標に、<u>県が主体となって、</u> 森林整備等による生息環境整備と個体数調整を連携して管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・森林整備による生息環境整備

県有林造林事業等の森林整備を実施し、シカを含めた様々な生物の生

息環境改善に資するよう、個体数調整と一体的に実施する。

- 自然植生回復のための個体数調整の実施

シカの生息密度が高い箇所や自然植生を回復すべき箇所については、 森林整備状況や植生劣化状況を勘案して個体数調整を実施する。また、 生息環境整備と個体数調整を一体的に実施するため、<u>森林整備実施地に</u> おいても必要に応じて個体数調整を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は $2\sim4$ 頭/k m^2 を目標とする。

・植生防護柵の設置

このゾーン内においても、必要に応じて植生防護柵を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

ウ 生態系保全ゾーン

(7) 管理方針

近年、シカの採食圧による自然植生の劣化が顕著になり、一部の地域では土壌流出が発生するなど、生態系への影響が深刻化していることから、この地域では、<u>県又は国が主体となってシカの生息密度を低減し、林床植</u>生を早急に回復させることを目標に管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・シカの生息密度を低減させるための個体数調整の実施

共生ゾーンを含む箇所において、シカの生息密度を低減させるため、 シカの高密度化により自然植生が劣化している場所を中心に個体数調整 を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は $1 \sim 2$ 頭/k mを目標とする。

・ 植生防護柵の設置

シカの採食圧から自然植生を保護する柵等を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

個体数調整は、狩猟、有害捕獲、農林業被害軽減及び自然植生回復のための 捕獲(管理捕獲)により実施する。

県は、個体数調整によるシカの生息数の変化を考慮して、毎年度、個体数調整の計画頭数を定めた実施計画を策定するものとする。

第1期特定鳥獣保護管理計画(平成19年4月1日~平成24年3月31日)では、平成18年度の推定生息数を5,000頭~11,650頭とし、適正

生息数4,700頭を目指して個体数調整を行った。しかしながら、4年間の 捕獲頭数と平成22年度のモニタリング調査結果に基づく推定生息数からこれ らの数値は、過小評価であったと考えられる。

そこで、第2期特定鳥獣保護管理計画(計画期間:平成24年4月1日~平成27年5月28日)においては、平成22年度モニタリング調査結果に基づく推定生息数12,875頭~59,348頭の中央値36,110頭を基数とし、適正生息数を目指した個体数調整を行ってきた。

第1期特定鳥獣保護管理計画以降、県では、シカの生息数について、区画法、 糞塊密度及び目撃率の3つの密度指標の相関関係から推定してきたが、<u>国では、</u> 「<u>抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月)」において設定した、シカの</u> 生息数を平成35年度までに半減する(平成23年度比)目標の達成に向け、 都道府県による科学的・計画的な管理を支援するため、都府県別に新たな推定 手法(階層ベイズ法)による個体数推定を行った。

国では、全国的に同様の手法による推定が重要であるとして、都府県への階層ベイズ法の普及を推進することとしているため、本計画においては、上記、国による推定結果28,908頭~238,154頭の中央値69,917頭(平成24年度末)を基数として、個体数調整を行うこととする。

具体的には、国と同様、シカの生息数を平成35年度までに、平成23年度 の生息数から半減することとし、その後、適正生息数4,700頭まで減少さ せることを目標とする。

なお、個体数調整の進捗状況を確認し、必要に応じて次期計画策定時に見直 しを行うこととする。

また、個体数調整にあたっては、環境省が作成した「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編)2010年3月」の記述に基づき、暫定的にICUN(国際自然保護連合※)の指針を参考に「絶滅のおそれのある地域個体群規模(性成熟個体1,000頭)」を踏まえて個体群を維持することとする。

※ICUN: 自然及び天然資源の保全に関する国際同盟(通称: 国際自然保護連合)

(1)狩猟

ア メスジカの優先捕獲

狩猟においても、個体数抑制に効果的なメスジカの捕獲を優先させる。

イ 特例休猟区制度の導入

シカについては特例休猟区制度を適用することとし、県下全域の休猟区におけるシカの狩猟を可能とする。

ウ 狩猟期間の延長

狩猟期間については、11月15日から3月15日までとし、通常の狩

猟期間を1ヶ月延長することとする。

エ 捕獲頭数の制限緩和

平成18年度以降1日当たりの捕獲頭数の上限を2頭(メス2頭またはメス1頭オス1頭)としてきたが、1日あたりの捕獲上限を緩和し、オス、メスとも無制限とした。

オ くくりわなの輪の直径の規制緩和

シカを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り、20センチメートル以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理 検討会の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

(2)有害捕獲

<u>市町村は、農林業ゾーンにおいて、シカによる被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合にも有害捕獲を積極的に実施</u>する。

捕獲方法は、わな又は銃器による方法等による。

(3) 管理捕獲

ア 農林業被害軽減目的の管理捕獲

農林業被害軽減を目的にシカを個体数調整する管理捕獲は、農林業ゾーンにおいて、被害の状況に応じて市町村等が実施する。

農地周辺域に定着した個体から優先的に捕獲することとし、銃器による捕獲が困難な場所に定着した個体を捕獲するため、わなによる捕獲を推進する。

イ 自然植生回復目的の管理捕獲

自然植生回復を目的にシカを個体数調整する管理捕獲は、生態系保全ゾーン及び共生ゾーンにおいて、自然植生の劣化状況等に応じて県又は国の機関が実施する。

管理捕獲の方法は、わな又は猟犬を用いた銃器による方法等による。

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業

本計画の目標を達成するため、<u>生態系保全ゾーン</u>のうち、特にシカの生 息密度が高い地域において、県が捕獲等事業を実施する。

なお、事業の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める。

(4) 新たな捕獲手法の検討・担い手の育成

本県においては、急峻な山地が多く、また、シカの出没が多い草地等周辺で

の捕獲が課題となっている。そこで、各種わなによる捕獲など、より効率的に 捕獲できる手法について引き続き検討・実施する。

狩猟免許所有者の減少・高齢化が進行しているので新規免許取得者等に対して管理捕獲の講習や実地研修を行うなど、担い手育成に取り組むこととする。 また、鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

(5) 捕獲個体の処理

捕獲個体の処理に当たっては、捕獲個体を山野に放置することなく適正に処分することとし、併せて、捕獲個体情報の収集のため、必要な計測、試料採取を行うよう努めるものとする。また、捕獲したシカを食肉として有効活用することとする。

7 第二種特定鳥獣の生息環境の保護及び整備に関する事項

(1)生息環境の保護

シカの生息環境を保護するため、現在指定されている鳥獣保護区の継続に努めることとするが、著しいシカの高密度化等による自然植生の劣化や農林業被害が発生している地域については、他の鳥獣の生息環境の保護について十分考慮し、鳥獣保護区の指定区域の見直しや指定区域内における狩猟の取り扱いについても検討を進める。

(2) 生息環境の整備

ア 森林整備による生息環境整備

共生ゾーンにおいては、荒廃した里山林の整備や<u>人工林の針広混交林化、</u> 広葉樹の植栽等により生息環境の改善を図る。

イ 生息環境整備と個体数調整の一体的実施

間伐等の森林整備実施地においても、個体数調整との連携が不十分な場合には、シカの高密度化や累積的な採食圧により林床植生の回復が著しく妨げられている。そのため、森林整備等による生息環境整備と個体数調整の連携を強化し、計画的かつ一体的に取り組むこととする。

ウ 個体数増加の防止

森林伐採や草地造成、放棄され草原化した耕作地、法面等の緑化により作り出された草地及び牧草地、放牧地はシカにとって餌量が多い環境であるため、個体数の増加や高い繁殖率の引き金となっている。このことから、個体数の増加をもたらすことのないよう、また、高い繁殖率を維持する要因とならないよう、次のとおり環境を改善する施策を推進する。

- ・林縁部における耕作放棄地の解消
- ・森林整備を実施した箇所における剥皮防止帯の設置等
- ・牧草地における侵入防止柵の設置
- ・放牧地において設置されている柵の改善

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1)被害防止対策

ア農林業被害対策

シカによる被害への防除対策の柱は防護柵である。林業被害にしても、農業被害にしても、防護柵によってシカの侵入を防止することが最も効果的な対策である。シカの生息地と農地を分断する目的で設置した広域柵は、被害対策として一定の成果をあげているが、未設置箇所や開口部での被害の発生が見られることから、維持補修や開口部対策、未設置箇所への防護柵設置を推進することとする。

また、樹幹部の剥皮害防止のため、ネット等による保護を推進する。

イ 自然環境に対する被害対策

自然植生への強い採食圧がかかっている地域では、捕獲圧を高めるとともに、<u>植生防護柵の設置</u>など植生の保護について、関係機関が連携して検討、対策を実施する。

ウ 地域での自立的かつ総合的な取り組みの促進

市町村等は、農業者等の農地の適切な利用への指導・助言及び地形、作物等地域の実情に合わせ、必要に応じて半恒久的な防護柵の設置などの被害防除への支援など、地域全体の被害を軽減するよう被害対策を実施することとする。

県は、地域野生鳥獣被害対策連絡会議を通じて、広域的な連携・調整を行うことにより効果的な被害防除体制の確立を目指すほか、市町村等が実施する被害対策に必要な支援・助言、地域で助言等を行うリーダーの育成、試験研究機関での実証事例の情報収集、提供等に努めるものとする。

(2)モニタリング等

野生動物の生息状況や生息環境は常に変化しており、自然環境や土地利用等の影響を受けるため、生息状況や被害状況など管理に必要な項目についてモニタリングを定期的に実施する。ニホンジカ保護管理検討会等においてモニタリングの結果を評価し、効果的な管理に活用するほか、必要に応じて本計画及び事業の見直しの検討を行う。モニタリングの結果と、地形、自然植生や人工林等の生息環境の情報、シカ個体群の情報、被害情報、管理事業の実施状況等は

地理情報システム(GIS)上で整理し、集積する。

ア 生息状況

捕獲情報や糞塊法、スポットライトセンサス等による定期的な生息密度調査、生息動向調査を実施する。

イ 被害及び自然植生の回復状況

農林業被害を把握するため、「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」等より被害地、被害品目、被害量等の情報を収集するとともに、新たな被害把握手法の開発を検討する。また、自然植生の回復状況を把握するため、実地踏査や植生防護柵内外の植生比較調査等を実施する。

ウ 捕獲状況及び個体群特性

捕獲状況を把握するため、狩猟者等から出猟日、捕獲日、捕獲場所及び 雌雄別の捕獲頭数などの報告を徹底させるとともに、管理捕獲においては、 個体群特性を把握するためのオスの角のポイント数、妊娠の有無等の情報及 び試料として第一切歯(齢査定用)の収集など、シカの個体数変動シミュレ ーションの指標となる各種情報の収集に努める。

(3)計画の実施体制

計画の実施に当たっては、<u>県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、</u> 狩猟者団体、自然保護団体等が連携して実施することとする。

ア 計画の作成

各市町村は、「第二種特定鳥獣管理計画」と整合性のとれた、「鳥獣による 農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害 防止計画を策定する。また、これらに関連した捕獲等に関する実施計画案を 作成する。

県は、各市町村等が作成した実施計画案を取りまとめ、個体数調整の計画 頭数等を定めた実施計画を毎年度策定する。また、モニタリングの結果に基 づいて計画の見直しや次期計画の策定を行うものとする。

イ 事業の実施

県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等多様な実施主体がそれぞれの役割に応じ、事業を実施するものとする。なお、県は、市町村等が実施する被害防除等の事業に対して助成を行うとともに、<u>地域野生鳥獣被害対策連絡会議において、広域的な個体数調整等の対策や体制整備</u>等について検討を進めるものとする。

ウ調査

県はモニタリング及び調査結果の分析を市町村、農林業団体、狩猟者団体のほか、県研究機関等の協力を得て実施することとする。

工 評価

評価は、山梨県ニホンジカ保護管理検討会において行うこととする。

(4) 普及啓発・広報活動

計画の実施に当たっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可 欠であることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、シカの生息 状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表する。

市町村はシカの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しシカに関する基本的知識の啓発、住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

(5) 関係都県等との連携

県内のシカは、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、長野県にまたがって行動域を有しているので、これら関係都県と分布状況、被害状況、捕獲状況等について情報交換を行うとともに、共同捕獲を実施するなど管理事業の効果的な実施に向けて連携する。

また、県内には3つの国立公園があり、そのいずれにおいてもシカによる被害が発生しているため、国とも連携を図りながら管理事業を実施していく。

(6) その他

管理事業の実施にあたっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく 調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施 策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について 研究を進めて行く。

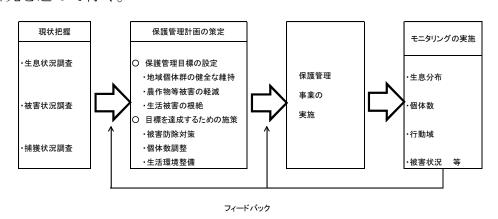


図 20 フィードバックの仕組み

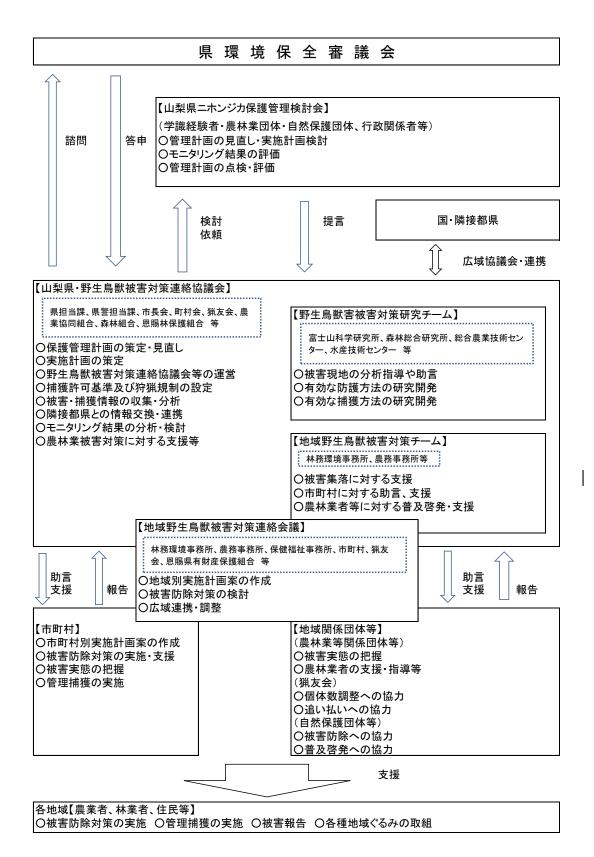
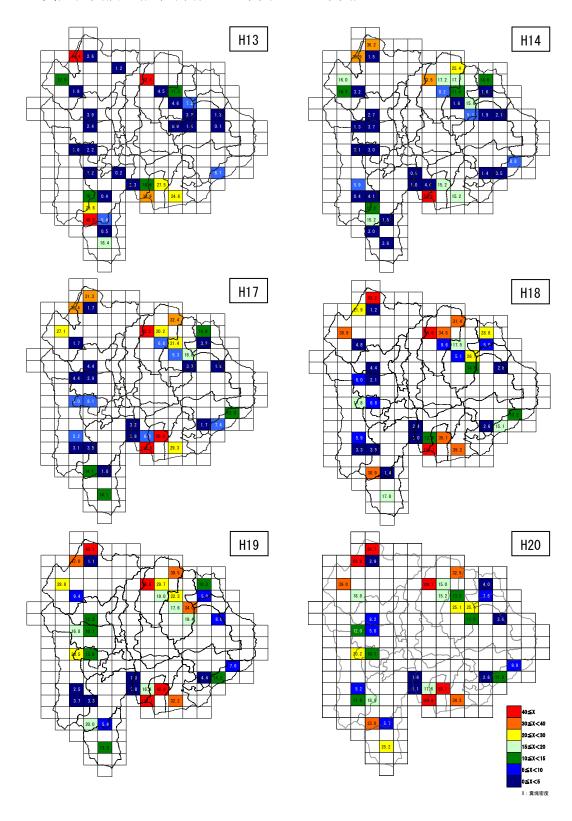


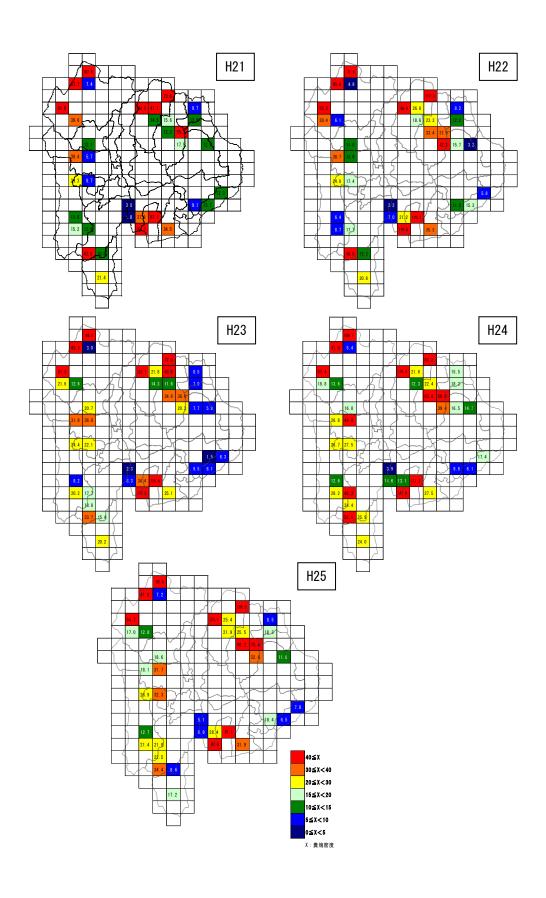
図22 保護管理計画の実施体制

参考資料

- 1 シカ糞塊密度調査結果
- 2 農林業被害状況の推移
- 3 シカ捕獲数の推移
- 4 第2期ニホンジカ保護管理計画に基づく実施計画の作成について
- 5 事業スケジュール

1 シカ糞塊密度調査結果(平成13年度~25年度)





2 農林業被害状況の推移

区分	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
農業被害 (百万円)	24	23	9	25	27	19	18	19
林業被害 (百万円)	97	36	56	41	65	56	118	110
区分	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
農業被害 (百万円)	21	23	28	26	29	37	40	41
林業被害 (百万円)	108	163	213	280	162	178	217	203

3 シカ捕獲数の推移

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	オス	927	789	775	1,389	1,395	1,834	1,767	1,816	1,734	1,669	1,796
狩猟	ス			337	781	808	1,296	1,384	1,311	1,486	1,459	1,616
	不明					2	17	56	69	260	237	209
	オス			108	141	218	25	63	46	85	120	44
有害	ス	179	112	63	135	178	46	56	47	45	107	48
	不明	22	36				14		31	51	100	206
	オス					216	771	1,467	1,541	1,770	2,940	3,344
有害捕獲	ス					161	660	1,279	1,517	1,724	2,560	3,916
	不明				227			5	6	36	583	2
合言	†	1,128	937	1,283	2,673	2,978	4,663	6,077	6,384	7,191	9,775	11,181

4 第2期ニホンジカ保護管理事業実施計画の作成について

(1) 実施計画策定手順

手	作成者	内容
順		
1	市町村	被害地図の作成 (毎年度補正)
		生息情報地図の作成(順次作成)
2	市町村	市町村ごとに実施計画案作成(毎年度)
		・地域の地形、作物の状況に応じた被害防除の選択
3	県	実施計画案の検討→実施計画の策定
4	市町村	実施計画に基づく被害防除対策の実施
5	県	市町村の取り組みへの支援

(2)被害地図の作成

被害場所、被害時期、被害内容(農作物、林業)、狩猟を含む捕獲情報、防護

柵設置等被害対策を一元的に検証でき、更に効果的な防護柵の設置や管理捕獲 (被害軽減)を計画的に行うため、市町村において被害地図を作成する。

【記載情報】: ①被害場所 ②被害時期 ③被害内容(被害作物、被害額)④防護柵の設置場所 ⑤個体捕獲場所 方法、雌雄別頭数 ⑥耕作放棄地 ⑦草地 ⑧森林 ⑨その他必要な事項

具体的には、「都道府県別メッシュマップ」(環境省発行)等を活用する。

(3) 実施計画案の作成

市町村は、被害地図、被害状況に関するモニタリング結果等を活用し、市町村の各地域(集落)における防護柵設置計画と管理捕獲(被害軽減)計画等を明示した実施計画案をまとめる。

【被害防除対策】

・防護柵の設置予定箇所、延長

【個体数管理】

- ・各地域(集落)ごとに管理捕獲の地理的範囲、時期(月)、頭数を設定。
- ・県から内示される管理捕獲基準頭数を基に、被害状況のモニタリング結果 等から管理捕獲計画頭数をまとめる。

【生息環境整備】

市町村実施の森林整備予定箇所、事業量等

平成〇〇年度 ニホンジカ 保護管理事業計画

1 被害状況

(1)農業被害

被害作物	被害量 (面積等)	被害対策の状況	問題点	今年度の被害 対策実施予定
	被害作物			

(2)林業被害

被害地区	被害作物	被害量 (面積等)	被害対策の状況	問題点	今年度の被害 対策実施予定

2 ニホンジカの生息状況

(1)捕獲実績

(I) 拥獲美領			
1	区分		
	オス		
個体数調整	メス		
	小計		
	オス		
有害	メス		
	小計		
	オス		
計	メス		
	小計		

(2)目撃データ

場所	Ι	年	月	Η	年	月	Ι	年	月	Η	年	月	Η	年	月

生息数増減についてのコメント

3 捕獲計画 (1)目標頭数 市町村目標頭数	h :	頭				
目標頭数の根拠	心等を記入					
(2)捕獲計画(化		T _				
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月別捕獲計画						
累計						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別捕獲計画						
累計						
(3)捕獲実施方	·法					
月			事業実	施・調整等の内	容	

(4)個体数調整の計画と実施

ア 概要

個体数調整は、管理捕獲と狩猟による捕獲頭数総数をモニタリング調査結果を参考にして、年次計画を定めて実施する。

狩猟の計画数量は、過去5年間の平均値を参考とする。

管理捕獲の計画数量は、「植生回復目的の管理捕獲」については、計画に基づきモニタリング結果等を勘案して算定し、「農林業被害軽減目的の管理捕獲」については前年度の捕獲実績、被害に関するモニタリング結果等を勘案して基準頭数を定める。

県は、農林業被害軽減のための管理捕獲基準頭数を各市町村等に内示する。 市町村等は、基準頭数を基に被害状況に関するモニタリング結果等から管 理捕獲計画頭数を算定し、個体数管理、被害防除対策等を内容とする実施計 画案を作成する。

管理捕獲実施者は、捕獲終了後、実施日(捕獲の有無に関わらず)、従事者数、雌雄別捕獲数、雌雄別目撃数、捕獲場所、捕獲方法(銃器またはわな)等を記載した報告書を県に提出する。また、第一切歯等捕獲個体のサンプルについても、捕獲個体調査票とともに提出する。

イ 狩猟

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理捕獲(県)		•	•									
管理捕獲(市町村)												
百姓]附续(川里)刊)			•••••								************	
狩猟								←				→

						zごとに 番号		
	Ĺ	山梨県ニ	ホンジ	力捕獲個	固体調査	E票		
捕獲年月日	平成	年 月	日	同じ日に捕れ	番号 た個体に通し ナて下さい			
【捕獲者および	捕獲場所】							
捕獲者	【猟友会名	4]		支部				分会
捕獲方法	(1)くくりわ	な (2)箱	わな (3)	囲いわな	(4)銃	(5)その他	(<u>)</u>
捕獲場所				市・郡				町∙村
及び	字			通称				地内
メッシュ番号	É	鳥獣保護区	等位置図.	メッシュ番 ^り	号			
【捕獲個体の内	容と採取部	位】該当す	るものをく	で囲んで	ください。			
性別		①オス		②メス		③不明		
	①角の状況	態	袋角(れた角)	枯れが	角 •	 	
	②角の枝数(該当する形を〇で囲んで下さい)							
1. オス	9	, all	o al			1 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	C. C.	34 127 127 13
	0 角なし	①1本角	②先端	計が ③2 2	本角 ④	3本角	⑤4本角	
			分柱					
-	①乳汁の	分泌(乳を	しぼると乳	が出るか)		あり・	なし・	不明
-	②乳腺の	発達(乳房 	が大きくな	っていたか	v)	あり・	なし・	不明
2. メス	③胎児(妇	£娠の有無)			あり・	なし・	不明
	④胎児の	数と性			合計	頭		
		内訳	(オス	頭	メス	頭	不明	頭)
体 長				cm	体 重			キログラム
胃の内容物	採取あり	()	•		採取なし	

山梨県ニホンジカ管理捕獲事業出猟カレンダー

氏名	
----	--

					シカ目撃数			i 獲数
出猟月日	出猟した	:地域のメッ	シュ番号	♂	우	不明	♂	우

5 事業スケジュール

項目	事業名	5ヶ年計画等	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計画策定	実施計画作成	毎年度作成	-				─
	次期計画の策定作業					←	→
個体数調整	管理捕獲(県)	毎年度計画作成	<				→
	管理捕獲(市町村等)	毎年度計画作成					
	狩猟	毎年度計画作成	←				→
	担い手育成	講習会等開催	-				\longrightarrow
生息環境整備	森林整備		←				>
	モデル区域設置		<				
被害防除対策	獣害防護柵設置		-				→
	植生防護柵設置		€				→
モニタリング	個体群・生息環境	毎年度実施	<				
	被害調査の実施	毎年度実施					

山梨県特定鳥獣 (ニホンジカ) 保護管理計画 平成24年 3月策定 平成25年11月変更 山梨県第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画 平成27年 5月策定 山梨県森林環境部みどり自然課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話055-237-1111 内線6503